

■住宅用家屋証明申請書必要書類一覧（中古物件）

書類種別		申請区分		売買により取得した家屋		競落により取得した家屋	
		・所有者入居済	・所有者未入居	・所有者入居済	・所有者未入居		
1	住宅用家屋証明申請書	○	○	○	○	○	○
2	住宅用家屋証明書（必要事項を記入して提出）	○	○	○	○	○	○
3	登記簿	○	○	○	○	○	○
4	住民票	○	○	○	○	○	○
5	売買契約書または登記原因証明書	○	○				
6	代金納付期限通知書（物件目録付き）			○	○	○	○
7	未入居申立書		○				○

以下は該当する場合のみ上記と併せてご提出ください。

8 昭和56年12月31日以前に建築された家屋について証明を受けようとする場合、次の(1)～(3)のいずれかの書類（写し可能）

(1) 耐震基準適合証明書

※建築士（建築士事務所に属する建築士に限る）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するものであること。

※当該家屋の取得の日より前（同日不可）かつ2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。

(2) 住宅性能評価書

※当該家屋の取得の日前2年以内に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の1-1耐震等級に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。

(3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

※当該家屋の取得の日前2年以内に評価されたもの

9 税特別措置法第74条の3に規定する特定の増改築等がされた住宅の場合

(1) 増改築等工事証明書

(2) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類の写し

（50万円を超える場合、もしくは、給水管、排水管又は雨水の浸水を防止する部分に係る工事を行い、瑕疵を担保する保険に加入している場合）

10 住宅を増築して抵当権の設定登記をする場合

(1) 登記事項全部証明書など（床面積、新築年月日および増築年月日を証するもの）

(2) 金銭消費貸借契約書など（抵当権の設定に係る債権が家屋の増築のためのものであることが確認できるもの）